

第118回広島2人デモ

2014年12月19日（金曜日）18:00～19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



There is no safe dose
of radiation

「放射線被曝に安全量はない」
世界中の科学者によって一致承認されています。

黙っていたら“YES”と同じ

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日から始めたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりから調べ学び、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシをご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちも素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。

「規制基準安全神話」のもとで 原発再稼働が進む日本列島 今、急速に抬頭する 再稼働阻止勢力

本日のトピック

- 今、デビューしつつある「規制基準安全神話」
- かつて日本の原発は絶対安全と言い切った安倍首相
- 「原発安全」の安倍首相の信念とは対極にある福井地裁判決
- 再稼働が近づくにつれ、リスクゼロではない現実が浸透
- じわじわ浸透する福井地裁判決の影響
- 「福井地裁判決」に反対する原発推進の論理
- 大飯・高浜原発運転差し止め処分申立書にみる反原発の論理
- 宿命的に相手の言い分を聞かねばならない反原発論者
- 福島原発事故の悲惨さが全ての出発点
- 大飯原発・高浜原発の具体的危険の指摘に沈黙を守る関電

今、デビューしつつある 「規制基準安全神話」

総選挙が終わりました。自民大勝と報ずるマスコミとは実態は少し違って、自民党はよく言って現状維持。といっても選挙前と同様、自公連立政権で衆議院の2/3の議席を確保しています。原発再稼働を巡る動きも急ピッチで進展することが予想されます。東電福島第一原発事故による原子力緊急事態宣言中の日本列島。にもかかわらず原発は止まらない・・・放射能はさほど危険ではない、原発はもう二度と苛酷事故は起こさない、という宣伝の中での再稼働の動きです。チェルノブリ事故後のロシア、ウクライナで、なぜ原発が止まらなかったか、それどころか前にも増して原発に対する依存が進んでいることを、私は不思議に思ったものです。ロシアやウクライナの人たちはあれほどひどい目に遭ったのに、なぜいつまでも原発を手放そうとしないのかと。

でも、現在の日本の状況を見ると、不思議でもなんでもないことがわかります。「ああ、チェルノブイリ事故後も、こうやってロシアもウクライナも、原発推進したのだな」と。一言でいえば、今日日本でもフクシマ事故後、「ロシア化」「ウクライナ化」が進んでいます。

ここで私は日本の原発を巡る動きを、大きく概観しておく必要を感じています。それが今回チラシのテーマです。

現在原発推進の動きを見てみると、一つの大きな特徴が見てとれます。それは「原発安全神話」と訣別した日本で、新たな神話が形成されつつあり、その神話をテコに原発再稼働が進められていることです。それは、原子力規制委員会が施行した実用原子炉規制基準（原発規制基準）の安全神話化、「**規制基準安全神話**」です。

<次ページへ続く>

表 1-1 原発安全神話から規制基準安全神話へ時系列表

【第一次安倍政権時安倍首相自らが原発安全神話を力説】

2006年12月22日

- 12月国会において日本共産党吉井英勝議員の『巨大地震の発生に伴う安全機能喪失など原発の危機から国民の安全を守ることに係る質問』と題する国会質問に対して、当時の安倍晋三内閣総理大臣はおおよそ以下のように答弁
- ・我が国の実用発電用原子炉施設の外部電源系は二回線以上の送電線により電力系統に接続された設計になっている。外部電源の供給が受けられなくなっても非常用電源供給が受けられるので原子炉の冷却が可能である
 - ・我が国において非常用ディーゼル発電機のトラブルで原子炉が停止した事例はなく、電源確保が行われず冷却機能が失われた事例はない
 - ・地震、津波等の自然災害への対策を含めた原子炉の安全性については、経済産業省が審査し、原子力安全委員会が確認しており、ご指摘のような事態が生じないように万全を期している
 - ・「検査データの改竄や検査の手抜きなどを長期にわたって見逃してきた」という指摘に該当する事実はない。原子炉施設の安全を図る上で、審査・検査等は厳正に行っている

【東京電力福島第一原発事故発生】

2011年3月11日

- ・福島原発事故発生。1号機から3号機まで炉心溶融、メルトダウン、メルトスルー現象。放射性物質の大量放出、日本政府がIAEAに対して行った報告によっても、大量放出期にヨウ素131とセシウム137の合計で77万テラベクレルとする放射性物質で日本の国土と周辺海域を汚染した

【民主党野田政権による原発安全宣言】

2012年4月12日

- ・4大臣会合で関西電力大飯原発3・4号機安全宣言

2012年2月～7月頃

- ・新聞・テレビなど主要マスコミが「原発なしでは電気が足りない」の大宣伝

2012年6月16日

- ・民主党野田佳彦首相「国民生活を守る」と称して関西電力大飯原発3・4号機の再稼働を政治判断で承認

【安全宣言に基づき関西電力大飯原発3・4号機再稼働】

2012年6月23日

- ・大飯原発再稼働に反対して広島2人デモ開始

2012年7月1日

- ・関西電力、大飯3・4号機起動、送電開始

2012年7月5日

- ・東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）、報告書を国会に提出。なかで「福島原発事故は想定できた。それなのに事故は起こった。その原因は**規制当局が「規制の虞」になったことと、日本人のマインドセット**があった、その意味で福島原発事故は「人災」であった、と結論

2012年7月25日

- ・大飯3・4号機フル稼働状態に突入

【原子力規制委員会発足・新規規制基準施行】

2012年6月20日

- ・原子力規制委員会設置法国会で成立

2012年9月19日

- ・原子力規制委員会発足。田中俊一委員長は大飯3・4号機について「政治判断」によって再稼働された原発なので規制委としては関与しないと発言、事実上大飯原発3・4号機を原子力規制の例外扱いに

【安倍自民党・公明党連立政権成立、原発帰りを鮮明に】

2012年12月16日

- ・第46回衆議院選挙実施、自民党大勝

2012年12月26日

- ・安倍自民党・公明党連立政権成立、第二次安倍政権スタート

2012年1月23日

- ・田中規制委員長、定例記者会見で、策定中の実用商業用原子炉安全基準（後に規制基準と名称変更）施行後は、大飯原発3・4号機は例外扱いにしないと明言

2013年1月25日

- ・第3回日本経済再生本部会合で、安倍首相「責任あるエネルギー政策構築」を指示

<次ページへ続く>

かつて日本の原発は絶対安全と言い切った安倍首相

1 頁表 1-1 から 3 頁表 1-3 が、「原発安全神話」から「規制基準安全神話」への移行を概観した時系列表です。

運命の巡り合わせなのか、この時系列表で決定的な役割を果たしているのが、現在の内閣総理大臣安倍晋三氏です。

チェルノブイリ事故の実態が徐々に明るみに出につれ、国内の反原発勢力の擡頭、批判の高まりの中で、欧米の原子力推進勢力は、次々に安全神話と訣別し、原子力規制行政を強化し、原子力産業に対する市民の信頼をつなぎ止めようとしてきました。「原発安全神話」との決定的な訣別です。この動きが日本にも波及し、一部経産省（旧原子力安全・保安院など）の関係者や原発推進の学者や研究者の中で、日本の原発が地震や津波に対してあまりにも脆弱だとする懸念が高まり、原発の規制行政を見直すとする動きがでました。2000 年代の半ば頃です。

こうした動きを敏感にキャッチした日本共産党の吉井英勝議員（=当時）は、成立したての第一次安倍内閣の首班、安倍晋三首相に対して、国会の場で、「巨大地震の発生に伴う安全機能喪失など原発の危機から国民の安全を守ることに関する質問」をぶつけ論戦を挑みました。2006 年 12 月 22 日、今からちょうど 8 年前のことです。（1 頁表 1-1 参照のこと）

吉井議員の質問内容は、まるでその後の「福島原発事故」をそっくり予見していたかのようなシナリオでした。またこのシナリオは、当時一部経産省（旧原子力安全・保安院など）の関係者や一部原発推進の側に立つ学者が恐れていたシナリオでもありました。（現在の原子力規制委員会委員長の田中俊一氏もそうした学者の 1 人でした）

この質問を受けた当時の安倍晋三首相は、「日本の原発は 2 重の外部電源で守られている。また外部電源が断たれても、非常用電源が作動するので、原子炉の冷却機能が失われることはない。また（吉井議員が）ご指摘の、規制当局による検査や審査の手抜きなどということはない。日本の原子炉は重大事故を起こすことはない」と答弁しました。

今考えても、惜しまれます。吉井議員の質問は、はったりでも誇張でなく、一部原発推進専門家の根拠のある懸念をそのまま反映した質問だったのです。この時、安倍晋三氏に少しでもこれら懸念に耳を傾ける視野の広さと見識の深さがあれば、また強硬な原発推進派の官僚や電力業界に少しでも立ち止まって考えてみる姿勢があれば、福島原発事故は起こったにせよ、これほど苛酷な放射能災害にはならなかったかも知れません。「死んだ子の年は数えるな」とはいうものの、悔やんでも悔やみきれません。

こうした状況を、2012 年 7 月に公表される国会事故調報告は、次のように述べています。

「世界の原子力に関わる規制当局は、あらゆる事故や災害から国民と環境を守るという基本姿勢を持ち、事業者は設備と運転の安全性の向上を実現すべく持続的な進化を続けてきた。

日本でも、大小さまざまな原子力発電所事故があった。多くの場合、対応は不透明であり組織的な隠れいも行われた。日本政府は、電力会社 10 社の頂点にある東京電力とともに、原子力は安全であり、日本では事故は起こらないとして原子力を推進してきた。

そして、日本の原発は無防備のまま、3.11 の日を迎えることとなった。

想定できたはずの事故がなぜおこったのか。その根本的な原因は、日本が高度経済成長を遂げていたころまでに遡る。…複雑に絡まった『規制の虜 (Regulatory Capture)』が生まれた。そこには、ほぼ 50 年にわたる一党支配と、…官と財の際だった組織構造と、それを当然と考える日本人の思いこみ（マインドセット）があった。

…この使命は（組織利益優先・防衛の使命）、国民の命を守ることよりも優先され、世界の安全に対する動向を知りながらも、それらに目を向けずに安全対策は先送りされた」（同報告書 8 頁『はじめに』）

従って、**福島原発事故は、「人災」である、と報告書は結論**します。

ちなみに、安倍晋三氏は、この時の国会答弁を一度も訂正していないばかりか、現在に至るまで一言も謝罪していません。このことは、安倍首相が自分に誤りがあったことを認めていないばかりか、今でも、福島原発事故が起こった後においても、自分が正しかった、と信じていることを意味します。

「日本の原発は事故を起こさない」という安倍晋三氏の信念は、2012 年 12 月の第二次安倍政権が発足した後でも、変わることはありませんでした。ですから 2013 年 2 月の安倍政権の発足後の国会施政方針演説で、「安全が確認された原発はどんどん再稼働させます」と言って憚りなかったばかりか（2 頁表 1-2 「2013 年 2 月 28 日」の項参照のこと）、規制基準施行後、2013 年参議院選挙大勝後の内外記者団記者会見で、「世界一厳しい安全基準（**事実は安全基準ではなく、「規制基準」**）で安全が確認された原発（**規制委員会は規制基準に適合しているとは認めるが安全とは確認できない。原発にリスクゼロはない、と再三再四表明しています**）は再稼働させます」と明言できるわけです。

[＜次ページへ続く＞](#)

表 1-2 原発安全神話から規制基準安全神話へ 時系列表

[＜前ページより続き＞](#)

【安倍自民党・公明党連立政権成立、原発回帰を鮮明に】

2013 年 2 月 6 日

規制委員会合で、安全基準（後に規制基準と名称変更）の骨子了承

2013 年 2 月 28 日

・第 183 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説

「安全が確認された原発はどんどん再稼働させます」→「**規制基準安全神話**」の萌芽

2013 年 3 月 19 日

・田中規制委員長、安全基準（同上）施行後も大飯原発はすぐには止めない、と事実上 1 月 23 日の前言を翻す→安倍自民党政権成立の影響か？

2013 年 4 月 3 日

・規制委員会合で新規規制基準案を了承。それまでの「安全基準」という呼称を正式に「規制基準」と変更。会合後の記者会見で田中委員長は「安全基準という、**審査を合格した原発はさも安全であるかのような誤解を世間に与える。従って名称を規制基準と変更した**」と説明。しかしその後も、安倍政権、政府、電力会社、マスコミは「安全審査」「安全基準」という用語を使い続ける。→「**規制基準安全神話**」の浸透

2013 年 4 月 19 日

・規制委「大飯 3・4 号機の現状に関する評価会合」を開催し、規制基準施行後の例外扱いとすることを正当化（6 月 14 日までに 14 回開催）

2013 年 6 月 5 日

・5 層からなる「多重防護」の規制委の「核規制思想」から見ると、規制基準と好一対の関係にある「原子力災害対策指針」を全部改正施行。苛酷な「重大事故避難基準」を打ち出す（その後 9 月 5 日に全部改正、現在に至る）

2013 年 7 月 3 日

・規制委員会合で、規制基準施行後も大飯 3・4 号機の再稼働を認めることを決定。規制基準施行後、規制基準の審査を受けない原発が稼働するという世界でもまれな珍妙な事態となることが決定的に

2013 年 7 月 8 日

・実用商業炉規制基準を施行。同日 4 電力会社、5 原発 10 原子炉が審査申請

2013 年 7 月 21 日

・第 24 回参議院選挙実施、自民党大勝

2013 年 9 月 7 日

・安倍首相、内外記者団との記者会見で「世界一厳しい**安全基準**のもとで安全が確認された原発は再稼働させる、と明言→強烈に**規制基準安全神話**を打ち出す

2014 年 2 月 19 日

・規制委「進行中の審査原発の中で、審査対象原発を絞り込み、規制委・規制庁の総力を挙げて集中審査体制構築」を決定。頑強な電力会社に対抗して一点突破主義を打ち出す。この頃マスコミは電力会社や政府の宣伝をそのまま取り次いで規制委が能力不足で原発再稼働審査が遅れている、と報道

2014 年 3 月 13 日

・規制委員会合で、九州電力川内原発 1・2 号機が再稼働最有力候補とすることを決定。今となってみれば、地元反対勢力の一番弱体な川内原発に狙いを絞ったと考えられる。これを受けてマスコミは政府・経産省・電力業界の宣伝通りに、一斉に「川内原発、早ければ秋口に再稼働」と無根拠に報道

[＜次ページへ続く＞](#)

「原発安全」の安倍首相の信念とは対極にある 福井地裁判決

原子力規制委員会が、「原発はリスクゼロではない。絶対安全とは申し上げられない。従って“安全基準”ではなく規制基準である。審査も、“安全審査”ではなく、規制基準に適合しているかどうかを審査する“規制基準適合性審査”である」と再三再四明言するにもかかわらず（2頁「2013年4月3日」の項参照の事）、安倍首相は、「現在の原子力規制委員会は、当該原発が安全であるかどうかを審査する。この審査に合格した原発は絶対安全である」と受け止められる言動を繰り返しています。そしてこの安倍首相の言動は、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、共同通信など日本を支配する主要なマスコミが増幅し、日本の社会に拡声する、といった、福島原発事故以前の「原発安全神話」のパターンが、今再び繰り返されています。

ただし今度は「原発安全神話」ではなく、「規制基準安全神話」という形なのですが。

1頁から3頁に掲載した表1「原発安全神話から規制基準安全神話へ 時系列表」をはじめから丁寧にたどる余裕は、このチラシではありません。みなさんそれぞれ見ていただきたいのですが、要するに「原発安全神話」に替わって、規制基準に合格

した原発は安全だとする「規制基準安全神話」が意図的に形成され、「規制基準安全神話」のもとで、日本の国民、特に原発立地地域の住民を納得させつつ、再稼動を進めていこうとするのが最近の大きな特徴です。引用します。

典型的には、九州電力川内原発1号機2号機再稼動に合意した、伊藤祐一郎鹿児島県知事の記者会見での発言に見られます。

「私は規制委員会というあれだけの素晴らしい方々が集まった組織、やはりあの組織も自分の任務に極めて忠実で、相当時間をかけてですね、原発の再稼動についてその安全性を徹底的に追求したと思うんです。もし福島みたいなことが起こっても、もう命の問題なんか発生しないんですよ。私はこちらの方を信じます」（3頁表1-3「2014年11月7日」の項参照の事。あるいは「まぼろしの第115回広島2人デモチラシ」11頁表5-2「伊藤祐一郎鹿児島県知事記者会見発言抜粋」参照のこと）

現在の情勢では「規制基準安全神話」は絶対必須のイデオロギーです。それはそうでしょう。原発立地地域の住民も、その多くは欲と二人連れとはいいいながら、また半信半疑ながら、「福島原発事故のような放射能事故は少なくとも、自分のところの原発では絶対に起こらない。それを原子力規制委員会がお墨付きを与えてくれている」と信ずればこそ、再稼動に賛成するのです。

表 1-3 原発安全神話から規制基準安全神話へ 時系列表

＜前ページより続き＞

2014年4月4日

- ・北海道函館市、青森県大間町に建設中の電源開発（Jパワー）大間原発建設差し止めを求めて東京地裁に提訴

2014年5月21日

- ・「福井から原発を止める裁判の会」などが提訴していた「大飯原発運転差し止め訴訟」（原告団長：中島哲演氏）で福井地裁の樋口英明裁判長は、「大飯原発運転は憲法が認める人格権の侵害に当たる」として関西電力に大飯原発運転差し止めを命ずる歴史的な判決。関西電力は判決直後に控訴

2014年7月11日

- ・鹿児島県始良（あいら）市議会、「川内原発1号機2号機の再稼動に反対し廃炉を求める意見書」を決議（鹿児島県知事宛）

2014年7月16日

- ・規制委「九州電力川内原発1号機2号機の原子炉設置変更許可審査書案」を決定。記者会見で田中委員長は「これで川内原発が安全だとは申し上げない」と発言。これを受けてマスコミは一斉に「規制基準に合格」「年内にも再稼動」と報道。原子炉設置変更許可は規制基準合格を意味しないし、「年内にも再稼動」にも根拠がない

2014年9月10日

- ・規制委、九州電力川内原発1号機・2号機の原子炉設置変更許可審査書を決定。マスコミは一斉に「規制基準合格」と報道。規制基準合格にはまだ「保安規定」「工事計画」「検査」審査合格の工程が残っている。

2014年11月7日

- ・伊藤祐一郎鹿児島県知事、規制基準合格前にもかかわらず、規制基準に適合したとして、九州電力の川内原発1号機2号機の再稼動に同意。日本には原発が必要とした上で、**規制基準安全神話を強烈に打ち出す**

2014年12月5日

- ・「大飯原発運転差し止め訴訟」原告団、新たに福井地裁に対して「大飯・高浜原発運転差し止め処分」を求めて申し立て。「申立書」の中で事実上「**規制基準安全神話命令**」を痛烈に批判

2014年12月17日

- ・規制委、関西電力高浜原発3号機4号機に関して、原子力設置変更許可審査書案を決定

【参照資料】

- ※第28回広島2人デモチラシ 2012年12月28日
- ※『放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について』原子力規制庁 2012年10月
- ※第54回広島2人デモチラシ 2013年6月21日
- ※第57回広島2人デモチラシ 2013年7月12日
- ※第113回広島2人デモチラシ 2014年10月24日
- ※第88回広島2人デモチラシ 2014年2月21日
- ※第95回広島2人デモチラシ 2014年4月4日
- ※第99回広島2人デモチラシ 2014年6月20日
- ※第107回広島2人デモチラシ 2014年9月12日
- ※東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）報告 2012年7月5日
- ※まぼろしの第115回広島2人デモチラシ 2014年11月14日
- ※第117回広島2人デモチラシ 2014年12月12日
- ※『資料1 関西電力株式会社高浜発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について（案）』原子力規制委員会 2017年12月17日

「万が一にも放射性物質を 放出させてはならない」

ところが、この「規制基準安全神話」と真っ向から対立し、福島原発事故前と根本的に異なる大きな動きが、今日本の社会に生まれ、その影響力を拡大しつつあることも見逃してはなりません。それは、「規制基準」に適合しようがしまいが、原発に関し、万が一の事態が起こっても、決して放射性物質を環境に放出してはならない、とする考え方です。

規制委員会が「原発にはリスクゼロはない。どの程度のリスクなら日本の社会は容認するのか」とするのに対して、これを真っ向から否定し、「原発は絶対リスクゼロでなければならない。もし原発がリスクゼロでないなら、そのような装置は動かしてはならない。それは、人格権（個に基礎を置く、生存権、幸福追求権など）もろもろの基本的人権の総体を表現した言葉」を侵害する。日本国憲法を頂点とする日本の法体系では、人格権以上に高い価値を見出すことができない。従ってリスクゼロでなければ、そのような原発は、動かすこと自体が日本国憲法違反である」とする考え方です。

その典型例は、関西電力大飯原発の運転差し止めを命じた福井地裁判決に見られます。（3頁表1-3「2014年5月21日」の項参照の事）

この判決において樋口英明裁判長は、「大飯原発3・4号機の運転は、250km圏住民の人格権を侵害する恐れがある。大飯原発に限って言えば、その恐れは可能性というよりも、むしろ現実的な危険、というべきである。よって運転差し止めを命ずる」とするものでした。

この判決の影響力は、静かにではありますが、大きな波紋を日本の社会に広げつつあります。多くの地方議会で、この福井地裁判決を踏まえた議論が行われ、後でも見るように、原発再稼動に賛成するにせよ、反対するにせよ、福井地裁判決を踏まえた議論を行わなくてはならなくなったのです。

チェルノブイリ事故後の、ロシアやウクライナと決定的に違うのは、福島原発事故後の日本は、事故後3年にして「福井地裁判決」を生んだことではないでしょうか。

再稼働が近づくにつれ、リスクゼロではない現実が浸透

2012 年野田民主体政権が関西電力大飯原発の再稼働を政治判断で承認しようとしていた頃、日本全国に「脱原発」の波が押し寄せました。(1 頁表 1-1 参照のこと) 首相官邸を十数万人の市民が取り巻き、全国各地で「原発反対！子どもを守れ！」の脱原発デモが毎日に行われました。同時にこの頃、全国の地方議会で「原発再稼働に慎重姿勢を求める決議」が相次ぎました。しかしこうした動きは、その後表面沈静化したかに見えます。

それもそのはずで、2013 年 7 月原子力規制委員会が、「実用炉の規制基準」を施行する前の動きだったからです。それまでに与えられた多くの地方議会の「再稼働反対決議」は、内容を見ると「原発再稼働の基準がきまっていけないのに、軽々しく原発を再稼働させるべきではない」とする内容で、規制委員会の規制基準が施行されると、こうした地方議会の動きはなりを潜めたのです。

しかし、よく見ると、規制基準施行後、沈静化したかに見えた反原発の動きは、極めて地道で着実な運動形態に変化し、それだけに、粘り強い継続的な戦いに姿を変えていったのです。その動きは、地方議会に対する地道な働きかけとなってさまざまに結実しています。「反原発運動」も第二ステージに入った観があります。それは原発に近い自治体から、また再稼働に近い原発の近隣自治体から、いいかえると原発の危険により直面している自治体からより切実なものとなりました。

典型的には、川内原発 30km 圏にギリギリ接している鹿児島県の始良市議会の「川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書決議」でしょう。(表 2 参照のこと) 2014 年 7 月 11 日、規制委が川内原発原子炉設置変更許可審査を正式決定するわずか 5 日前のことでした。(3 頁表 1-3「2014 年 7 月 16 日」の項参照のこと) 反原発運動が全国的に見てもっとも弱く、まさか鹿児島県の自治体が川内原発再稼働反対、に止まらず「廃炉」を求める決議が出るなど誰も想定していなかったのです。原発推進新聞として名高い日本経済新聞などは、この動きを『始良の反乱』と呼んだほどでした。

もともと四国電力伊方原発再稼働に冷ややかだった高知県も、尾崎正直県知事は、記者会見で「四国電力再稼働に高知県は(地元でないで)再稼働同意権はないではないか」とやや挑発的な高知新聞の記者に対して、「仰せの通りだが、そんなことは関係ない。その説明では納得できない、とはっきり言いたいことはいう。それは一定の抑制効果を持つはずだ」と闘う姿勢を鮮明に見せるようになりました。(表 4 参照のこと)

四国電力と愛媛県知事ががっちり押さえ込んでいると見られた愛媛県でも、伊方原発再稼働が近づくにつれ『反乱』の兆しが見られます。伊方原発から 60km 圏の愛媛県東温市議会は、11 月 11 日に「原発事故が起らないことが確保されないかぎり伊方原発を再稼働しないことを求める意見書」を原案可決し、はっきりリスクゼロでないなら、伊方は再稼働すべきでない、とリスクゼロ論を打ち出したのです。これら地方議会の動きや首長の意向表明の背後には、地元地元の市民運動の地道で着実な勉強・研究、働きかけがあったことはいまでもありません。

表 2 始良市議会で全会一致決議された「川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」

川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し 廃炉を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から 3 年になりますが、いまだに収束していません。原因が究明されない中で再稼働は、許されるものではありません。

原発事故の避難計画も風向によっては、迅速な対応が求められるが明らかになっていません。また、避難後の生活がどのようなのか明確に示されておらず、住民は避難計画に不安を持っています。

県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、県民の安全確保上重要な課題が解決するまでは、拙速な川内原発 1 号機 2 号機再稼働に反対し廃炉を求め、国及び原子力規制委員会に対応することを求めます。

記

「住民の安全を守る」一点で一致して、川内原発 1 号機 2 号機再稼働に反対し廃炉を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 7 月 11 日

始良市議会議員 湯之原 一郎

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿

(※赤字は当方の強調)

【資料出典】鹿児島県始良市議会『原発に関する意見書』(平成 26 年第 2 回定例会)

表 4 高知県知事 尾崎正直氏 記者会見
2014 年 6 月 13 日「原発問題」の箇所 抜粋

(井上・高知新聞記者)

高知県は伊方原発の立地自治体ではなく、同意権を持っていません。国の規制委員会の審査や愛媛県伊方町の同意というプロセスを踏めば、高知県の納得がいけない場合でも再稼働はありうと思いますが、知事の所見を伺います。

(知事)

その時には大いに声を上げ、「その説明では納得できません」と世の中に問うことで政府や四国電力に対して抑制力や牽制効果を持つと考えます。

同意権をもって条件付けできる状況にないのは確かですが、だからこそ我々はこのような実のある手段を選択しています。

【資料出典】<http://www.pref.kochi.lg.jp/chiji/docs/2014062600434/>

表 3 愛媛県東温市議会にて原案可決された
意見書案第 4 号

南海トラフ等巨大地震が想定されるなか、原発事故が 起らないということが確保されないかぎり伊方原発を 再稼働しないよう求める意見書

福島第一原発事故から 3 年を迎えようとしているが、事故の収束どころか、現在も高濃度放射能汚染水が海に流れつづけ、その解決の目途すら全くたっていない状況にある。

伊方原発の沖合 6km に中央構造線が走っており、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は巨大地震の震源域を伊方原発のほぼ直下にまで拡大している。

原子力規制委員会が、決定・施行した新「原子力災害対策指針」において、原発事故時の「原子力災害対策重点区域」の範囲を最大 30km 圏まで拡大した。

しかし、福島第一原発事故では、放射能汚染は 30km 圏を超え地図上で確認すると、その濃度は単純に同心円状で拡散するものではないことが明白となっており、風向きや雨等の気象条件によっては伊方原発からの放射能の拡散は 60km から 70km 圏に立地している東温市においても、風評被害を含めて大きな被害を及ぼすこととなる。

よって、国会及び政府においては、原発事故が起らないということが確保されないかぎり伊方原発を再稼働しないよう求める。

なお、エネルギー対策においては脱原発が推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 11 月 11 日

愛媛県東温市議会

じわじわ浸透する福井地裁判決の影響

前述 2014 年 5 月 21 日の福井地裁判決の影響は、じわじわと地方自治体に波紋を広げています。2014 年 6 月 17 日、大飯・高浜原発から 60km 圏に位置する京都府向日（むこう）市議会は、ほぼ福井地裁判決の内容を下敷きにして「大飯原発の再稼働中止を求める意見書決議」を採択しました。中で意見書は「規制委員会の審査を合格しても、それは原発の安全を確保するものではない。そのことを明確にしたのが、福井地裁判決である」と述べ、「60～70km 圏に位置する向日市民は、この判決の当事者である」と、明快に「大飯原発立地自治体宣言」を行っています。（表 6 参照のこと）

また「平和と民主主義をめざす全国交歓会」（全交）は、関電高浜原発の 30km 圏自治体に対して陳情・請願運動を展開していますが、11 月 21 日訪れた京都府京丹波町では、寺尾豊爾町長が自ら対応し、福井地裁判決に満腔の同意を示して、高浜原発の廃炉を求めることを明言しています。（表 5 参照のこと）

表 5 京丹波町長 寺尾豊爾氏が再稼働反対の表明 抜粋

11 月 21 日、全交関電プロジェクトは、福井県・高浜原発 30 キロ圏の自治体要請に取り組んだ。
政府・電力資本は“川内（せんだい）の次は高浜”と動きを加速させている。12 月議会を控え各自治体に対し、同意すべき自治体は最低 30 キロ圏であることや避難計画の実効性確保を国に求めるよう陳情・請願を追求した。訪れたのは「立地地元」とされる福井県、高浜町をはじめ計 11 自治体だ。
注目すべきは京都府京丹波町。寺尾町長が自ら対応し、「福井地裁判決は明快。書かれた方を尊敬する。再稼働には反対であり、同意したくない。廃炉にすべきだ」と初めて再稼働反対を明言。また、事故について「安倍首相が責任を持てるわけがない。政府は責任を果たしていない」と政府の責任回避にもふれた。

【参照資料】民主主義的社会運動「高浜原発 30 キロ圏自治体要請 京丹波町長が再稼働反対表明」http://www.mdsweb.jp/doc/1357/1357_45j.html

表 6 京都府向日市議会 意見書

福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決を尊重し大飯原発の再稼働中止を求める意見書

原発の再稼働中止を求める世論は一層高まり、時事通信の 5 月の世論調査では「原発ゼロ」を求める声は、84.3%に達している。このような中で、5 月 21 日、福井地方裁判所（樋口英明裁判長）は、「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである」と指摘し、「大飯原発から 250 キロ圏内の住民は、運転によって人格権が侵害される具体的な危険がある」と述べ、関西電力大飯原発 3、4 号機の運転再開の差し止めを命じた。
いま、原子力規制委員会による新基準に基づく原発審査が進められているが、原発の危険性の本質やそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになっており、審査が終わっても、原発の安全性が確保されるものではなく、そのことを明確にしたのが、今回の福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決である。原発から約 60～70 キロメートルに居住する向日市民は、この判決の当事者である。

我々、向日市議会は、平成 24 年 3 月「大飯原発の再稼働中止を求める意見書」を全会一致で可決したが、ここに改めて、向日市民の生命と安全を守るため、今回の福井地方裁判所の判決を尊重し、大飯原発 3、4 号機の再稼働を中止することを、国に対し強く求めるものである。

以上、地方自治法第 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 18 日

京都府向日市議会

【参照資料】京都府向日市議会
<http://www.city.muko.kyoto.jp/shigikai/h26-02teisyutsugian/ikensyo/9.pdf>

高浜原発から 60km 圏の、兵庫県篠山（ささやま）市の酒井隆明市長は、篠山市の Web サイトに掲載されている『市長日記』の中で、福井地裁判決の内容に 100% の同意を示した上で、「物事を正しく、純粋に判断できるのは、やっぱり司法だと思いました。自民党は経済界の意向を尊重しますし、民主党の支持母体“連合”は電力関係の労働組合があります」とし、福井県の若狭町長の来訪に触れて、広域避難計画で若狭町民を 1648 人ほど受け入れることになっているのだが、「しかし、万一の場合には篠山市民も避難しなければならない距離にあります。考えてみれば県や自治体がいくらがんばってみても、完全な避難計画など作ることはそもそも不可能」とし、「やっぱり、国をあげて、原発に依存しない社会を構築していくしか道はないと考えます」と結んでいます。（表 7 参照のこと）

福井地裁判決は、多くの自治体関係者の共感を呼んでいます。伊方原発から 100km 離れた広島市議会でも、2014 年 6 月 26 日、市民連合の田尾健一市会議員は、この福井地裁判決を根拠にして、広島市当局に伊方原発再稼働に反対することを求めています。（「伊方原発再稼働反対広島市議会請願進捗報告 No.4」2014 年 8 月 23 日）

表 7 兵庫県篠山市長 酒井隆明氏 2014 年 5 月 29 日 市長日記抜粋

「司法は生きていた」

これは、5 月 21 日、福井地方裁判所が大飯原発の再稼働を認めない判決を下したことについての、新聞記事の見出しです。

私も同じ思いです。

判決では、大飯原発の安全技術や設備を「確たる根拠のない楽観的な見通しで成り立つぜい弱なもの」とし、250 キロ圏内の人に「具体的な危険があり、人格権が侵害される」としました。

そして、安い電気代の維持や二酸化炭素排出削減に原発が役立つという電力会社の主張を「筋違い」としたうえ、「人の生存そのものに関わる権利と電気料金の高い低いという問題を並べる議論には加われない」としました。

私も、目先の利益より、人々が未来にわたり、平安に暮らせることこそ大切だと思うのです。

福島の事故から 3 年、多くの方がふるさとを失ったまま帰れず、今も汚染水を海にたれ流し、何の解決もできてはいません。

安倍政権は、選挙では「原発に依存しない社会をつくる」と公約しながら、原発依存の道を歩もうとしているように見えます。

物事を正しく、純粋に判断できるものは、やっぱり司法だと思いました。

それは、政治家は、選挙の影響を考えねばならず、又、他の議員や党の意向などに左右されてしまいます。

自民党は経済界の意向を尊重しますし、民主党の支持母体「連合」は電力関係の労働組合があります。

それに比べ、裁判官になる人は、大変優秀な人材が揃っていますし、良心に従って純粋に判断できます。

一昔前までは、権力に逆く判決は出しにくいとの傾向もあったように見受けられますが、政治権力を改める力として司法はあるのだと改めて思いました。

そう言えば、先日福井県若狭町長が篠山市に来られました。原発事故があった時の避難先として、福井県、兵庫県との協議で、篠山市に町民のうち 1648 人が避難される計画となっているそうです。

しかし、万一の事故には篠山市民も避難しなければならない距離にありますし、避難方法も全く定まらず、気やすめの絵に描いた餅のようです。

しかし、考えてみれば県や自治体がいくら頑張っても、完全な避難計画を作るなどそもそも不可能なのです。やっぱり、国をあげて、原発に依存していない社会を構築していくしか道はないと考えます。

【参照資料】京都府篠山市市長日記
<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/mayor/diary/post-563.html>

「福井地裁判決」に反対する原発推進の論理

もちろん、福井地裁判決に反対して原発推進の論理を展開する地方議会関係者もまだまだ数多いのです。広島市議会では 52 名の市議会議員中、多数派を占める自民党系会派、公明党会派は原発再稼働に賛成の立場ですし、まだ多くの地方議会議員が様々なしながらみから、原発再稼働に必ずしも反対ではない、立場をとっています。こうした人たちには共通した特徴があります。「**原発反対の立場の人は、感情的・非論理的・現実無視、一種の流行病**」と頭から決めつけ、その割には、**原発推進を支える事実関係には疎い、という特徴**です。その典型的な論理展開を、大飯・高浜原発から完全に 50km 圏に含まれる京都府綾部市市議会議員安藤和明氏の論理に見ることができます。

京都府綾部市議会 2014 年 6 月定例会は、共産党市議が提案した「大飯原発再稼働に反対する意見書」採択を巡って討論が行われました。この意見書も福井地裁判決に大きく影響された内容でした。共産党市議の賛成討論の後、意見書採択反対の立場から、発言したのが綾部市議会創政会に所属する安藤和明議員です。**(表 8 参照のこと)**

まず冒頭、福井地裁判決を「**現在のエネルギー供給の現状を理解せず、ただただ流行病のような原発反対の主張に対して、市民生活に責任を負う政治家として、そのような意見書に与することはできません**」とし「**ベースロード電源としての原子力を加えずに、我が国の電力供給の安定化、低廉化は見込めないのが現状であります**」

安藤議員が「**福井地裁判決**」を読んでいないことは明白でしょう。もし読めば、「大飯原発運転差止」を求める原告団の主張と被告関西電力の主張とを見比べ、後でも見るように、**科学性・客観性は原告側の主張にあり、従って原告側の主張を全面的に取り入れた福井地裁判決に科学性・客観性が備わっていることが了解されたはず**です。

さらに、**福井地裁判決は、日本国憲法に則り、その上で人格権に最高の価値があり、その上で大飯原発の運転は人格権侵害の恐れがある、よって差し止めを命ずるとする首尾一貫した論理が備わっている**ことが了解されたことでしょう。

さらにここで安藤議員が展開している電力エネルギー問題は、あるいは**経済活動の自由問題は、人格権に比較すれば、その価値は劣位に置かれる、としてすでに一蹴論破されている**ことも了解したことでしょう。

さらに安藤議員は、CO2 排出温暖化問題に触れ、原発は CO2 を排出しないがゆえに、原発は必要だと論じていますが、これも**原発事故が放出する放射能問題は、CO2 排出など比較にならない環境汚染問題である、とすでに一蹴**されています。

反対意見に耳を傾けない原発推進論者

安藤議員に限りません。安藤議員が福井地裁判決を踏まえて、「意見書反対」討論を行っていないように、圧倒的多数の原発推進論者は、自分たちに反対の意見には決して耳を傾けようとし

表 8 京都府綾部市議会 2014 年 6 月定例会会議録第 5 日より 創政会 安藤和明議員の意見書反対意見

10 番安藤和明議員：原子力発電所の再稼働をしないことを求める意見書に反対する討論を行います。創政会の安藤でございます。

私は先ほど提案されました原子力発電所の再稼働をしないことを求める意見書に反対の立場から討論を行います。

意見書によれば、平成 26 年 5 月 21 日に、福井地方裁判所において大飯原子力発電所 3・4 号機の差し止め訴訟に対しての差し止めを認める判決に基づいて、原子力発電所の再稼働をしないよう、国に申し入れることとしていますが、**現在のエネルギー供給の現状も理解せず、ただただ流行病のような原発反対の主張に対して、市民生活に責任を負う政治家として、そのような意見書にくみすることはできません。**

福島原発の事故は大変不幸なことでもあります。被災地域の住民の皆さんのお気持ちは十分察するところがあります。しかしながら、そのことと**国の根幹をなすエネルギー政策を見誤ってはいけないと考えます。ベースロード電源としての原子力を加えずに、我が国の電力供給の安定化、低廉化は見込めないのが現状であります。**

この間、六つの電力会社が既に電気料金について最大 9.2%の値上げ改定を行っていますが、実際には高騰する燃料価格等により、全国の標準家庭で、既に 2 割程度上昇しております。さらに、2012 年 7 月から始まった固定価格買い取り制度により、再生可能エネルギー供給のための設備投資が加速し始め、非住宅向け太陽光発電を中心とした導入が急増しており、電気利用者への負担は、2014 年度で標準家庭モデルで 225 円になり、今後とも増加傾向にあり、電気料金負担の上昇要因となっております。

さまざまな要因による電気料金の上昇は電力を大量に消費する産業や中小企業の企業収益を圧迫し、人員削減、国内事業の採算性悪化による海外への生産移転等、悪影響が生じ始めており、海外からの対日投資の障害となってきています。

また、**家計に対しても負担増加**をしていくことは明白であります。

また、現在の**化石燃料への依存の増大は、地球温暖化対策に関する我が国の貢献に水を差す結果**となっています。

現在、エネルギーを起源とする温室効果ガスの排出は、発電部門において大幅に増加しており、2010 年度の CO2 排出量と比較し、電気事業者の CO2 排出量が 1 億 1,200 万トン増加し、電気事業者以外の事業者は 2,900 万トン減少したにもかかわらず、全体として 8,300 万トンの大幅な増加となっております。

これまで、国際的な地球温暖化対策をリードしてきた我が国の姿勢が、今問われています。

現在、大飯原子力発電所を始め、我が国の原子力発電所は運転を停

止していますが、**福島原発事故を教訓に、いかなる事情よりも安全性を完全に優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提のもとで、原子力規制委員会において専門的な判断に委ね、世界でも最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められる場合において、原子力発電所の再稼働を進めることと、本年度 4 月発表の 2014 年エネルギー基本計画において、政府は公表しているところ**です。そして、その際、国も前面に立ち、立地自治体関係者等の理解と協力を得るよう取り組むこととされており、原発依存度も、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入、火力発電所の効率化などにより、可能な限り減らすこととして

います。さて、現在の中東情勢はどうでしょうか。原子力発電所がとまっている中で、**石油や LNG の高騰が懸念**されています。先日の新聞報道においても、とまらぬ原油高、波及、値上げ、連鎖のおそれ、電気、ガソリン、家計圧迫とのタイトルで、産油国イラクの情勢悪化で、原油高の影響が広まっており、このまま推移すれば、我が国への石油の安定供給はままならない状況に

来るのではないかと懸念されています。既に、**中部電力は本年度の電気料金の値上げを申請**しました。ある中小企業の社長さんにお聞きしましたら、企業にとって、電気料金の低減は絶対必要条件とのことでした。リスク回避のための太陽光発電事業に取り組みされている会社もあります。このまま推移すると、市内中小企業を泣かせるだけでなく、太陽光発電施設を屋根に上げることができない、経済的にも厳しい家庭ほど、電力料金買い取り制度の犠牲になり、電気料金の負担がかさでくる状況になります。**庶民の党と標榜されている共産党議員団の皆さんが、庶民泣かせの原発反対を叫ばれているのは、全く理解できません。**

我が国のエネルギー政策は資源消費国である国柄から考えても、地球温暖化の観点から考えても、化石燃料に過度に依存することなく、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる、低炭素の純国産エネルギー源として、すぐれた安定供給性と効率性を有し、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もされない原子力発電を、世界一厳しい安全基準となっている原子力規制委員会の判定を経て、再稼働をし、ベースロード電源を確保するとともに、一方で省エネルギーや再生可能エネルギーの導入、火力、水力発電の効率化など、可能な限り原発依存を低減させつつ、原発のベストミックスを中長期的に構築することが求められているところでもあります。**短絡的な原発反対**の意見書、第 3 号に反対する討論といたします。ありがとうございました。

ないのです。そればかりではありません。**選択する事実関係も、恣意的・ご都合主義であることも大きな特徴**です。例えば安藤議員は、原発なしでは電気の安定供給はできない、と論じます。ところが、たとえば関西電力は2013年度、約1562億kWhの総確保電力量のうち自社発電分は74%に過ぎず残り26%は他電力会社から調達した電力であり、そのほとんどは非電力会社からの購入電力である事実を知らないまま、いいかえれば、**日本の電気は電力会社だけが生産している、とする思いこみのまま、原発なしでは電気が足りない、の議論を展開しているお粗末**です。また、**火力燃料費が高騰し、そのために電力会社が赤字になり値上げをせざるを得ないという論理もすでに破綻**しています。電力会社の火力燃料費が高いのは、わざわざ高価な火力燃料を使った電力生産を行っているためであり、それが証拠に電力卸売専門の電源開発は、水力発電と石炭火力発電で安定した黒字を出しているほか、独立系の電力会社、たとえば大阪ガスの子会社は、LNGを使って効率的な発電をし、今や都市ガス需要低迷に苦しむ大阪ガスの利益の稼ぎ頭になっていること、**電力会社以外に火力発電で赤字になっている独立系電力会社は1社もない**こと、つまり電力会社が、火力発電で赤字になっているのは、永年火力発電に対して効率的な投資を怠って、高コスト体質のままの、いわば無能経営に原因があることなどを全く知らないまま、この議論を行っているのです。しかし、このことを知らなくても、もし安藤議員のいう通りなら、電力会社に限らず、すべての火力発電会社は大赤字のはずです。実際にはそうではありません。それは大阪ガスなり、電源開発の有価証券報告書を調べてみればすぐわかることです。

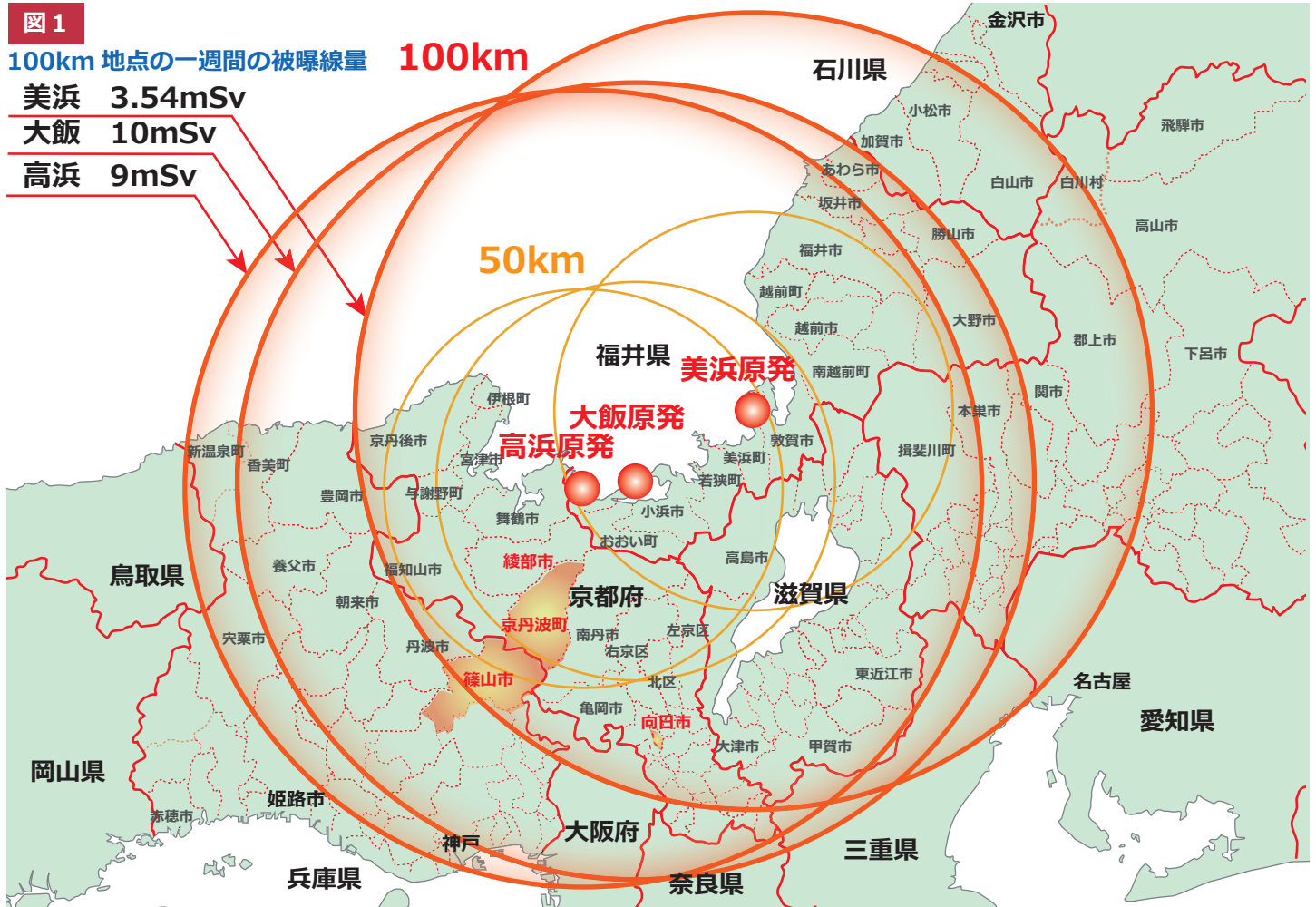
安藤議員に限らず、「原発推進論者」の特徴は、反対意見に耳を傾けない、自分に都合のいい事実だけを恣意的に選んで議論をする、一言でいえば、非科学的・主観的であることを最大の特徴としていますが、その特徴は安藤議員においては、次の箇所でも典型的に示されます。

「すぐれた安定供給性と効率性を有し、運転コストが低廉で変動も少なく、温室効果ガスも排出されない原発を、世界一厳しい安全基準となっている原子力規制委員会の判定を経て再稼働をし、ベースロード電源を確保」することが求められており、原発反対は短絡的だ、とする個所でしょう。

原発が優れた安定供給性・効率性を有しているとするのは、原発がいったん稼働すれば、昼も夜もむだに電気を作り続けなければいけないことを合理化するいい方です。電力需要に応じて生産を調整できない、極めて硬直的な生産体制しかもてないのが原発です。**規制の基準が「安全基準」ではないこと、その判定（実際には審査ですが）は決して安全を担保するものではないことは、今や共通の認識**でしょう。**運転コストが低廉、といういい方は経産省もさすがにしくなりました**。安藤議員も参照しているであろう、政府の「エネルギー基本計画」の中でも、すでに「他火力発電と比べても遜色ないコスト」とそのいい方を変えています。

安藤議員に限らず、**今地方自治体で、住民の命と安全にもっとも責任を持つべき、首長や地方議会議員の中で、原発推進の立場の人たちは、原発問題をエネルギー問題としてしか捉えずに、しかもさまざまな意見や事実があっても、そこには目と閉じ、耳を塞いで、誤った事実認識を改めようとせず、一言でいえば、非科学的・主観的にこの問題を取り扱うことを大きな特徴**としています。

福島原発事故後、「原発安全神話」の崩壊後、こうした人たちが、結局原発再稼働に関して、最後に頼るのは「**規制基準安全神話**」です。規制基準が何を目指しているのか、規制基準適合審査が何を審査しようとしているのか、規制委が何をかंगाえているのか、こうした人たちは一切お構いなしです。やみくもに安藤議員の主張するように、「世界一厳しい安全基準となっている原子力規制委員会の判定を経て再稼働」する、そうすれば福島事故のような事故はもう起こらないと信ずる、最後には、科学性・客観性・論理性から離れて、信念の問題としていくほかはありません。



大飯・高浜原発運転差止仮処分申立書にみる反原発の論理

- これまで見たように、原発推進論者の特徴は、
- ① 反対意見、批判意見には目を閉じ、耳を塞ぐ
 - ② 非科学的（あるいは科学的概観を装っているのに疑似科学的）かつ主観的・ご都合主義的

従って、その選択する事実関係も恣意的・場当たりのとならざるをえません。それでも今まで世間に通用してきたのは、彼らがもっている社会的権威やあるいは政治権力のおかげでした。

比較的に科学的思考を重要視すると見られている、原子力規制委員会も、せっぱ詰まって苦しくなれば、ご都合主義に簡単に転びます。典型的には、川内原発規制基準適合審査に見られる、始良（あい）カルデラの取扱でしょう。

原子力規制委員会の重要な考え方の一つが、確率論的安全評価（PSA）と、それと裏腹の関係にある確率論的リスク評価（PRA）です。確率論的安全評価とは、一言でいえば、「事故の発生頻度と影響を定量的に評価し安全性の度合いを検討する手法であり、航空分野や海洋分野など様々な分野で活用されています」となります。そしてこの手法を原発苛酷事故に適用して、その発生頻度と影響を定量的に評価し、原子炉重大事故の発生を、「1 炉あたり 100 万年に 1 回」（あくまで数値目標です。実際にこの目標が達成される、といっているわけではありません）とします。この数値目標を達成するために、たとえば、苛酷事故発生原因

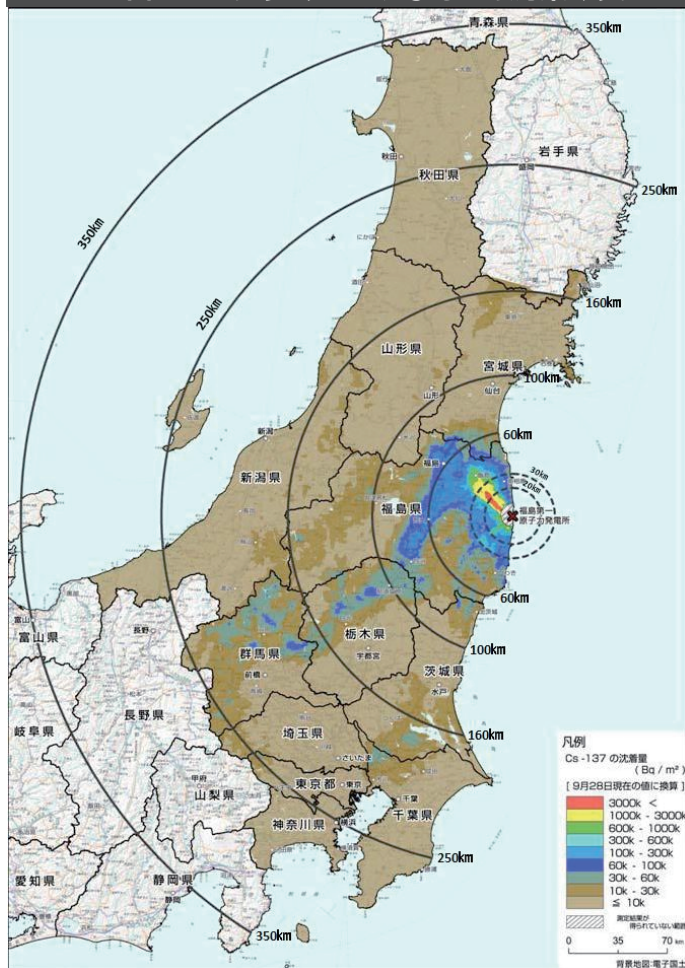
生原因となる、原発重要棟地下に過去十数万年にわたって動いた活断層が存在しないこととか、様々な条件を設定して苛酷事故発生率の確率を下げ、かりに発生しても、その影響（環境に対する放射能放出）を確率論的に最小化しようとする。

川内原発のそばにある始良カルデラは、鹿児島湾全体をカルデラとする巨大なカルデラです。過去 2 万年から 2 万 5000 年前に巨大爆発を起こしています。この規模の爆発が発生すれば田中原子力規制委員長もいうように「南九州に人が住めなくなる」悲惨な状況になります。当然川内原発も無事では済みません。始良カルデラの要因も、当然ことながら確率論的リスク評価の中に取り入れて行わなくてはなりません。しかし、現在の火山学の科学的知見では、始良カルデラのリスクを PSA や PRA の中に取り込んで定量評価することは不可能です。地震学とは違って火山学の科学的知見はまだそこまでいっていないのです。そこで規制委は始良カルデラのリスクを確率論的安全評価の外に置いたのです。田中委員長の表現をかりれば、「川内原発想定稼働期間中、すなわち 30 年間の間に始良カルデラが大爆発を起こす可能性はゼロに近い」ということになります。このいい方自体、PSA なり PRA とは無縁の考え方です。科学的にリスクを定量評価できないのであれば、始良カルデラの存在自体を理由として、川内原発は規制基準に適合しないとすべきでしょう。それが PSA なり PRA の論理を首尾一貫した考え方です。規制委も苦しくなれば、簡単にご都合主義に走ってしまうという好例です。

表 9	大飯原発 3、4 号機、高浜原発 3,4 号機 運転差止仮処分命令申立事件 第 2 準備書面	目次
		頁
第 1 章	はじめに	1
第 2 章	原判決(2014 年 7 月の福井地裁判決のこと。以下同じ) の判断枠組みが適切であること	2
	第 1 福島原発事故の教訓と司法審査の問題点	
	第 2 原判決の「具体的危険性」に関する判断枠組みが正 当であること	
	第 3 原判決は科学性、客観性をそなえたものであること	
第 3 章	冷却機能の維持について	33
	第 1 はじめに	
	第 2 1260 ガルを超える（地震動をもたらす）地震につ いて	
	第 3 700 ガル（当時の大飯原発基準地震動）を超えるが 1260 ガルに至らない地震について	
	第 4 700 ガルに至らない地震について	
	第 5 冷却機能の維持に関する小括	
第 4 章	閉じこめるという構造について（使用済み核燃料の危 険性）	89
	1 債務者（関西電力のこと）の主張は福島原発事故を踏 まえていないこと	
	2 原子炉格納容器の外部における不測の事態に対して核 燃料を守るという役割を軽視することはできないこと	
	3 使用済み核燃料も原子炉格納容器の中の炉心部分と同 様に外部からの不測の事態に対して堅固な施設によっ て防御を固められる必要があること	
	4 米国 NRC（アメリカ原子力規制委員会のこと）が指示 する対策がとられていないこと	
	5 耐震安全性を有していないこと	
	6 使用済み核燃料の危険性に関する小括	
第 5 章	結語	100
	「原判決は、誰もが認める科学的事実を前提に判断したも のであって、法的にも科学的にも極めて適切な判断がな されたものであり、原判決に対する債務者の控訴に理由 はない」	

【参照資料】大飯原発 3、4 号機、高浜原発 3,4 号機運転差止仮処分命令申立事件
第 2 準備書面（債権者代理人弁護士 川合弘之ほか 2014 年 12 月 5 日）

図 2 第 2 準備書面 4 頁
図 1 セシウム 137 による土壤汚染マップ



宿命的に相手の言い分を聞かねばならない反原発論者

ところが反原発論者は、原発推進論者のような非科学性・主観性・ご都合主義を採用するわけにはいきません。宿命的に、原発推進論者の言い分に耳を傾け、十分に理解し、それに対して批判的検討を加え、おかしいところがあれば、事実に基づいて反論しなければなりません。ところが原発推進論者にはその必要が全くありません。それは原発推進論者が、現在日本の社会でカネと権力と権威を握り、思う方向に操縦できるからです。

反原発論者が原発推進論者と同じ手法をとれば、誰からも相手にされなくなり、社会の中で孤立し、やがて野垂れ死にしていってしまうでしょう。ましてや感情論・情緒論だけの反原発論を展開することは許されません。それは結局社会の中で孤立するだけになるでしょう。

反原発論者は、必然的にそして宿命的に、科学的であり続け、事実に基づく客観的姿勢を維持し続けなければなりません。それでやっと、非科学的（疑似科学的）・ご都合主義の原発推進論者と対等に渡り合えます。そしてそこには勝機すら見いだせるのです。

福島原発事故の悲惨さが全ての出発点

いくつか重要なポイントを見ておきましょう。

準備書面は、まず「福島原発事故の深刻な被害と重要な教訓」に触れます。いかなる議論も福島原発事故という現実から出発しなければ、説得力をもちません。原発推進論者が、福島原発事故の深刻な被害から目をそらせ、注意を「復旧・復興」に向けようとするのと対照的な姿勢です。準備書面は、誰しも認める事実関係だけを中心につぎのようにいいます。

「一度に 4 機の原発を危機に陥れ、3 機の原発の炉心溶融を引き起こし、1 機の原発の使用済燃料プールの崩壊寸前の危機を引き起こした」これはチェルノブイリ事故同様の深刻な事故であり、「同事故のもたらした深刻で回復不可能な被害は、およそ筆舌に尽くしがたい」（同 4 頁）

大飯原発・高浜原発の具体的危険の指摘に沈黙を守る関電

そして、関電大飯原発、そしてそれとほぼ同じ具体的危険性を抱えた高浜原発の危険を、主としてあまりにも低すぎる基準地震動設定を例にとりながら、ひとつひとつ具体的に例示します。

過去最大の基準地震動 4022 ガルはおろか、1260 ガルを超える地震動が大飯・高浜原発を襲えば、冷却システムが崩壊し、打つべき有効な手段は見出しがたい、という関電も認めざるを得ない事実をあげ、その可能性が一体あるのかないのかが検討されねばならない、と準備書面は指摘し、その可能性はあると防災科学技術研究所の資料を使いながら説明しています。関電は、1260 ガル超の地震が襲う事態は考えられないとしながらも、過去 1260 ガル超の地震到来は一度もその予知に成功していないではないか、と原判決に指摘されると、その点は沈黙を守るのみでした。

この準備書面を通して読むと、関電の大飯原発・高浜原発が地震に起因する炉心冷却機能を維持できないこと、又単に水に漬けたにすぎない使用済核燃料がいかに脆弱な存在か、せめて水漬け（湿式保管）ではなく、キャスクに収納する乾式保管にすればその危険性はかなり軽減されるであろう、ことなどが指摘されています。

この準備書面を通して読む時、一番戦慄を覚えるのは、一つ一つの具体的・現実的危険の指摘に対して、関電が有効な反論ができていないばかりか、ただ沈黙を守る姿勢を貫いていることです。なぜ関電は有効な反論をしないのか。それは指摘が事実だからです。表 10 は規制基準が施行された後の愛媛県上島町議会が採択

この典型例を、2014 年 12 月 5 日、「大飯原発・高浜原発運転差止仮処分命令」を申し立てた原告団の申立書の中に見ることができます。この申し立ては、申立書本文、証拠書類に相当する 5 つの準備書面などから成り立ちます。表 9 は、その 5 つの準備書面のうちの第二準備書面を概観して、目次を作成した表です。この準備書面で、原告団は原判決（2014 年 5 月 21 日の福井地裁判決のこと）が、「（原発推進派も含めて）誰しも認める科学的事実を前提として判断」した、科学的にもまた法的にも適切な判断をしたものであり、その原判決に基づいて「大飯・高浜運転差止仮処分命令」を申し立てることの妥当性を証明しようとしたものです。

ここでその内容を詳しく見ていく余裕はありませんが、目次を概観しただけでも、その内容が原発推進論者（この場合は関西電力）の言い分を十分にそしゃくし、そこに非科学的なご都合主義を発見し、丁寧な批判を加えたものであることが了解されるでしょう。

そして莫大な量の放射性物質が放出され、国会事故調報告を引用しつつ、福島県内では、1800km² に相当する土地（福島県全体面積の約 13%）が、年間 5mSv の積算被曝線量をもたらす土地となった、原発事故は悲惨であり、避難できなかった多くの人たちが、放射能のため、救助されず 10 日間のうちに衰弱死し、また避難生活の肉体的・精神的疲労で亡くなった。（震災関連死。福島県民の震災関連死は最多の 1660 名で、津波や地震による直接死の 1607 名を上回っている）

そして国会事故調報告の「福島原発事故は人災」という指摘を引用しながら、司法も含めだれもがこの予測できた原発事故をついに回避できなかった、この教訓から学ばねばならない、とします。

表 10 愛媛県上島町議会 2013 年 9 月 26 日決議「伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書」引用抜粋

「新規規制基準は、福島第 1 原発事故の原因究明も明らかにならないもとで、教訓を踏まえたものとはいえず、安全性を確保できる保証はなく、世界有数の地震国、日本に原発の立地可能な地域などありません。まして、伊方原発の 6 キロ先には日本最大の活断層—中央構造線があり、東海・東南海・南海の『同時発生』も言われています。」

「さらに重大事故が起こった際の避難・防災計画も確立していません。伊方原発は、閉鎖性海域である瀬戸内海に面しており、ひとたび伊方原発で過酷事故が起これば、四国、中国、九州全域に大規模な放射能汚染が広がるとともに、瀬戸内海が重大な汚染を受けることは明らかです。」

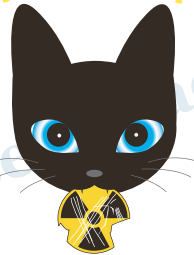
「伊方原発 3 号機は、よりいっそう危険なプルサーマルを行っている原発でもあります。福島第 1 原発事故は、『収束』するどころか大量の放射性汚染水が海に流出し、深刻化しており、原発の再稼働は許されません。」

【参照資料】「伊方原発を止める会」
<http://www.ikata-tomeru.jp/?p=1848>
「伊方原発とめまっしよい☆若者連合のブログ」
<http://ameblo.jp/tomemassyoiei/entry-11625880540.html>

現在日本は、福島第一原子力発電所事故による 「原子力緊急事態宣言」下にあります

(2011年3月11日19:03発令)

被曝なき世界へ



There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

日本はまだ原子力緊急事態中です

原子力災害本部長は内閣総理大臣で、国民の安全と生活を守るため
全力を挙げて終息させるよう指揮を執る責任と義務を負い、遂行する権限を持っています

事故前の通常時からすれば、本来出てはいけなかった核種の放射能がまだ大量に出続けています

炉心では核燃料も溶融しデブリになっていることを東電も認めました

廃炉の第一段階である燃料取り出しの見通しが全く立たないことを意味します

高い被曝線量により原子炉に人間は近づけず、デブリを取り出す技術もまだありません

最低でも10数年はこのままの状態が続くことが決定的です

福島第一原発による第二苛酷事故の可能性も去っていません

原発賛成・反対は二の次の問題、福島原発事故が終息してからの問題です

九州電力川内原発・関西電力高浜原発の再稼働などもってのほかです

福島原発事故の上に、追加放射能と新たな原発苛酷事故のリスクを付加するだけです

黙っていれば容認になり、そのリスクや負担はすべて私たちが負うことになります

一人一人がいま、正確な情報を知り、知ろうとし、考えることが大切です

一人一人が正確な情報を知ろうとすることだけでも、それは解決の方向に向かう大きな力になります

毎回、チラシのテーマ・内容が違います。過去チラシも是非ご参考にしてください

http://www.inaco.co.jp/hiroshima_2_demo/